

新潟市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係るニーズ調査業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この要領は、子ども・子育て支援法に基づく「新潟市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の策定のため、本市における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の調査・分析に関する業務の委託について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

なお、平成30年度にニーズ調査を行い、次年度に計画策定を行うため、本プロポーザルは計画策定までの2か年を見据えた上で、平成30年度の業務の受託者を選定するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 新潟市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係るニーズ調査業務委託
- (2) 業務内容 「新潟市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係るニーズ調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日 から 平成31年3月29日（金）まで
- (4) 委託料限度額 5,435,000 円（消費税等を含む）

3 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、以下の要件のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書提出の時点において新潟市競争入札資格者名簿に登録されていること。
- (3) 公告の日から契約の締結までの期間に新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している民間企業等でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）又は宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 国や地方自治体等における、子ども・子育て支援事業計画又はこれに類する計画に関する調査及び計画策定を受託した実績を有していること。
- (8) 仕様書に定める業務について、適正な実施体制のもとで誠実に業務を履行できる者及び本市の指示に対して柔軟・迅速に対応できる者であること。
- (9) 共同企業体で参加する場合は次のすべての要件を満たすこと。
 - ① 共同企業体は3社以内で構成されていること。
 - ② 構成企業が、上記（1）～（8）の要件をすべて満たしていること。
 - ③ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

- ④ 構成企業の中から代表者を定め、共同企業体の代表者として本市と契約の締結を行うことができること。なお、参加表明書の提出後に代表者を変更し、又は構成員の全部若しくは一部を変更すること（構成員を除外し、又は新たな構成員を追加する場合を含む。）は、原則として認めない。
- ⑤ 構成員が単独又は他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに重複して参加する者でないこと。

4 スケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| (1) 公募開始 | 平成30年7月31日(火) |
| (2) 質問書提出期限 | 平成30年8月7日(火)午後5時 |
| (3) 質問回答 | 平成30年8月9日(木) |
| (4) 参加表明書提出期限 | 平成30年8月21日(火)午後5時 |
| (5) 参加資格確認通知 | 平成30年8月23日(木) |
| (6) 提案書・辞退届提出期限 | 平成30年8月27日(月)午後5時 |
| (7) 選定委員会(ヒアリングによる審査) | 平成30年8月31日(金)～9月4日(火)のいずれか1日 |
| (8) 審査結果通知 | 平成30年9月7日(金)予定 |

5 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問をする場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- | | |
|--------|--|
| ① 提出書類 | 質問書(様式1号) |
| ② 提出期限 | 平成30年8月7日(火)午後5時 ※ <u>必着</u> |
| ③ 提出方法 | 電子メール(送信先: mirai@city.niigata.lg.jp) ※ 電話・FAX不可 |

(2) 回答方法

平成30年8月9日(木)までに、電子メールにて参加表明者へ全社分を一括回答

6 参加表明書の提出

(1) 提出方法

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

- | | |
|--------|--|
| ① 提出書類 | 参加表明書(様式2-1号) : 単独企業用
参加表明書(様式2-2号) : 共同企業体用
共同企業体協定書(様式3号) : 共同企業体のみ
委任状(様式4号) : 共同企業体のみ |
| ② 提出期限 | 平成30年8月21日(火)午後5時 ※ <u>提出方法にかかわらず必着</u> |
| ③ 提出場所 | 〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市こども未来部こども政策課 企画管理グループ |
| ④ 提出部数 | 1部 |
| ⑤ 提出方法 | 持参、郵送、電子メール(送信先: mirai@city.niigata.lg.jp) いずれか ※ FAX不可 |

(2) 確認結果通知

平成30年8月23日(木)までに、電子メールにて通知

(3) 辞退

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、平成30年8月27日(月)午後5時までに辞退届(単独企業は様式5-1号、共同企業体は様式5-2号)を提出すること。なお、提出場所や提出方法は(1)と同様とする。

7 提案書の提出

(1) 提出方法

提案書(見積書を含む)については、次のとおり提出すること。ただし、提出する提案は1案のみとし、要求した内容以外の書類等については受理しない。

- ① 提出書類 下記7(2)のとおり
- ② 提出期限 平成30年8月27日(月)午後5時 ※ 提出方法にかかわらず必着
- ③ 提出場所 〒951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市こども未来部こども政策課 企画管理グループ
- ④ 提出部数 正本1部 副本10部 (合計11部)
- ⑤ 提出方法 持参又は郵送
- ⑥ 追加及び変更 提出後の案の差し替え(追加及び変更等)は提出期限までの間に限り認める。

(2) 企画提案書の構成

	書類名	記載事項	様式	部数
1	提案書(表紙)	様式のとおり	6号	1部(正本のみ)
2	企業等の概要	様式のとおり	7号	1部(正本のみ)
3	業務実績の概要	本要領3(7)に該当する調査及び計画策定に関する実績について記載すること。任意様式の使用も可とする。	8号 又は 任意	11部
4	実施体制図	本業務の実施体制について、各担当者の資格や実績等も含めて記載すること。	任意	11部
5	提案内容	仕様書及び評価基準に沿った内容とし、次の点に留意すること。 ① 本市の子ども・子育て支援施策における現状と課題に対する認識について記載すること。 ② ニーズ調査に関する基本的な実施方針や業務への配慮事項等について、分かりやすく記載すること。 ③ 翌年度に予定している新潟市子ども・子育て支援事業計画(第2期)策定業務の内容(量の見込みの算出、計画素案の作成等)につながる提案とすること。	任意	11部
6	見積書	仕様書を基に見積額を積算し、次の点に留意すること。 ① 作業等の項目別に、人件費等それぞれの金額を記載した内訳書を添付すること。 ② 消費税等の税抜額、税込額の両方を記載すること。 ③ 本要領2(4)の委託料上限額を超えない金額とすること。	任意	1部(正本のみ)

(3) 提案書作成の留意点

- ① 提案書はA4版とし、左綴じで製本すること。A3版の資料の添付も可とするが、その際はA4版サイズに折込むこと。
- ② 社名は提案書の正本のみに表示し、副本には事業者を特定できるもの（社名、社章、ロゴ等）を一切記載しないこと。それ以外の写真・イラスト等の使用は可とする。
- ③ 提案書は両面印刷10枚（20ページ）以内を目安に作成すること。

(4) 提案書の取扱い

- ① 提案書の著作権は作成者に帰属するものとする。ただし審査等必要に応じ、提案書等を複写する場合がある。また、提案書の返却は行わない。
- ② 業務を委託することに決定した者が作成した提案書については、契約の仕様に盛り込む等の利用を行う場合がある。

8 選定方法

(1) 選定委員会

受託者の選定は、各提案者が提出する提案書に基づき、「新潟市子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に係るニーズ調査業務受託者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が行う。また、選定委員会の構成員は審査終了まで非公開とする。

(2) 評価基準

項目	評価ポイント	配点
業務実績 (10点)	① 調査及び計画策定に関する業務について十分な実績があるか。また、本市の人口規模に応じた調査・分析が可能か。	10点
実施体制 (10点)	② 担当者は十分な実績と能力を有しているか。	5点
	③ 柔軟・迅速に業務を遂行するための実施体制が整っているか。	5点
実施方針等の 企画内容 (70点)	④ 本市の子ども・子育て支援施策の現状や課題について理解しているか。	10点
	⑤ 国や県の指針や社会潮流等、ニーズ調査や計画策定にあたって踏まえるべき事項が盛り込まれているか。	5点
	⑥ ニーズ調査及び計画策定に対する理解度・遂行能力は十分か。	20点
	⑦ ニーズ調査の実施方法や分析方法、作業工程は適切か。	20点
	⑧ 計画策定に関する会議（子ども・子育て会議）への支援方法は適切か。	5点
	⑨ 独自性のある具体的な提案がなされているか。また、有用な付加提案がなされているか。	10点
経費 (10点)	⑩ 費用対効果の観点から、提案にふさわしい見積金額となっているか。	10点
合計（満点）		100点

(3) 選定方法

- ① 各提案者が提出する提案書を使用し、選定委員会による書類審査及び提案説明についてのヒアリングを実施し、提案を総合的に審査して1者を特定する。
- ② 選定委員会は非公開とし、ヒアリングの日程、会場等の詳細については別途連絡する。
- ③ 提案者が多数の場合には、提案書の評価による一次審査を実施し、対象者を限定した上でヒアリングを行うこととし、その場合は別途連絡する。
- ④ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ⑤ 選定委員会の各委員の評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者とし、次に高い者を次点者として選定する。ただし、提案者が1者であっても、各委員の評価点の合計が満点の5割に満たない者については、候補者としがない場合がある。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に対し文書及び電子メールで通知するほか、新潟市のホームページ上に次の事項を掲載する。

- ① 最優秀提案者の名称と評価点
- ② 全提案者の評価点（最優秀提案者以外の名称は非公開とする）

9 提案者の失格事項

- (1) 提案書提出期限に遅れた者
- (2) 選定委員会によるヒアリングの際、特別の事情がなく指定された時刻に遅れた者
- (3) 選定結果の通知があるまでの間に、選定委員に不当な接触を行なった者
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反した者
- (5) 委託料上限額を超える見積り金額を提案した者

10 契約について

(1) 業務の委託

- ① 選定委員会で選定された最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。
- ② 最優秀提案者との締結交渉が合意に至らなかった場合または最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。
- ③ 契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 提案内容の修正等

本プロポーザルは、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、内容については再度調整を行った上で委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる可能性がある。

(3) 契約書

新潟市契約規則の規定に定めるところによる。

(4) 次年度の契約について

新潟市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定は平成30年度より2か年に渡って行うが、

各年度の業務に係る契約は単年度毎に行い、次年度の契約については平成30年度の業務の実施状況等を勘案した上で協議するものとする。

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案者への参加報酬の支払いは行わない。
- (3) 提案に係る費用はすべて提案者の負担とする。
- (4) 契約保証金については、新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

附 則

この要領は、平成30年7月27日から施行し、受託者が特定され契約に至った日の翌日にその効力を失う。